

専門実践教育訓練給付金制度

専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

平成 26 年 10 月 1 日付、西日本看護専門学校看護学科において、専門実践教育給付制度の対象となる「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に指定を受けました。

専門実践教育訓練給付金制度には「**教育訓練給付金**」と「**教育訓練支援給付金**」があります。

教育訓練給付金とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

本制度利用者には、教育訓練経費の 50%（年間上限 40 万円）が受講中に支給されます。

さらに、受講修了から 1 年以内に資格取得し就職した場合、20%（合計 70%、年間上限 56 万円）が追加支給されます。

教育訓練支援給付金とは ※平成 33 年度末までの暫定措置

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、45 歳未満の一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の 80%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

◎本制度を利用するためには入学前の手続が必要ですので、ご注意ください。

希望者は、入学前 2 月中に本人の住居所を管轄するハローワークで以下の手続を行います。

- ①訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードの交付を受けます。
- ②受給資格確認申請手続を行います。

※上記の手続は、受講開始日の1ヵ月前までに行うこととされているため、本制度を利用する方は、2 月中にハローワークで手続を済ませておく必要があります。